

改正

平成27年3月20日規程第115号

平成31年1月26日規程第35号

創価大学動物実験規程

(目的)

第1条 この規程は、創価大学（以下「本学」という）において動物実験を計画し、実施する際に「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日制定、文部科学省告示第71号、以下「指針」という。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成25年8月30日制定、環境省告示第84号、以下「基準」という）を遵守し、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この定義において用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「動物実験」とは、実験動物を教育、試験研究及び生物学的製剤の製造、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、施設で飼育し、又は保管している全ての哺乳類、鳥類、及び爬虫類等に属する動物をいう。
- (3) 「施設」とは、実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。
- (4) 「施設管理者」とは、動物実験施設の運営・管理に責任をもち、動物実験に支障のないよう施設の整備等を努める者をいう。
- (5) 「研究代表者」とは、動物実験全体を統括する者をいう。
- (6) 「実験者」とは、動物実験を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において行われるすべての動物実験に適用される。

(学長の責務)

第4条 学長は、機関の長として、動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、機関内規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

(施設管理者)

第5条 学長は、実験動物技術士の資格を有する教職員の中から実験動物施設管理者（以下、「施設管理者」という）を任命する。

2 施設管理者は基準に基づき、実験動物の飼育・保管および動物実験に必要な施設の運営・管理（修繕・増設等）に努めなければならない。

3 施設管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(動物実験委員会)

第6条 学長は、動物実験の適正な実施のため、創価大学動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置し、動物実験にかかわる職務を委員会に委嘱する。

2 委員会は、学長が委嘱する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 施設管理者

(3) 専任教員及び職員若干名

(4) その他学長が指名するもの

3 委員の委嘱については、男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれていなければならない。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員会は、この規程の適正な運用を図るとともに、動物実験を実施する者（以下、「申請者」という）から申請のあった実験計画について、規程に対する適合性を審査し、学長に審査結果を報告するとともに、申請者に対して指導・助言を行うものとする。

6 委員会は、必要に応じ、研究代表者に実験の実施状況について報告を求め、その状況によっては学長に対して実験の禁止又は中止及び改善等を申し出ることができる。

7 委員自らが研究代表者となる場合は、その動物実験計画の審査に参画してはならない。また、委員長が研究代表者となる場合は、委員長の業務を他の委員にゆだねなければならない。

(動物実験計画の立案等)

第7条 研究代表者は、動物実験計画の立案及び動物の搬入等にあたって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 研究代表者は、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要最小限にとどめるように配慮しなければならない。また、できる限り動物を供する方法に代わりうるものを利用するよう努めなければならない。

(2) 実験動物の使用に当たっては、実験成績の精度や再現性を左右する動物種、系統、数、遺伝学的品質、微生物学的品質、入手方法、飼育環境、実験方法等について計画立案の段階で十分に検討しなければならない。特に微生物学的品質に関しては実験成績の乱れ、周辺動物への感染の拡大及び実験者等への感染を防止するため、委員会の指示に従わなければならない。

(3) 実験者は、実験操作による動物への苦痛をできる限り与えない方法によって実験を行わなければならない。(苦痛分類S C A W参照)

(4) 施設に動物を搬入する場合には、必要に応じて適切な検疫を行わなければならない。実験動物の著しい衰弱が予想される実験については、人道的エンドポイント(安楽死処置をするタイミング)の設定を検討しなければならない。

(5) 実験の早期打ち切り、終了後に実験動物を殺処分する場合は実験動物にできるだけ苦痛を与えないような方法により安楽死処置しなければならない。

(実験計画書の届出)

第8条 研究代表者は、予め委員会に研究課題、研究計画、その他必要事項を別に定める様式により届け出なければならない。

(実験動物の飼育管理)

第9条 実験者は、良好な飼育環境条件の整備、維持、管理に努めるとともに、適切な給餌・給水等の飼育管理を行わなければならない。

また、実験終了時まで動物を詳細に観察し、異常又は死亡を発見した場合には適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第10条 実験者は、動物の保定及び麻酔に最も適切な方法を選び、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。このため、必要な場合には、委員会に判断を求める。

(事故防止及び教育・訓練)

第11条 研究代表者は、実験者に対し実験動物による咬傷、化学物質の暴露、実験器具等による怪我を防止することを目的とした教育・訓練を行わなければならない。

(安全管理に配慮する実験)

第12条 研究代表者は、安全管理等に特別な配慮を要する実験については以下の事項を遵守し、事故防止に努めなければならない。

- (1) 物理的、化学的に危険な材料あるいは病原微生物を取り扱う動物実験等、ならびに遺伝子組換え生物を用いる動物実験等はこれに関連した法律（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 平成15年6月18日公布）等に従わなければならない。
- (2) この規程に定めるもののほか、特に安全管理に配慮を要すると判断された動物実験の実施に関しては、委員会の議を経た後に動物実験実施の可否を決定する。

(情報公開)

第13条 本学における動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護及び正当な企業活動への影響に配慮しつつ、適切と判断された方法で公開を行い、本学における動物実験の社会的透明性の向上に努める。

(事務の所管)

第14条 この規程に関する事務は、理工学部事務室庶務課が所管する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規程第115号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月26日規程第35号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。